

令和7年第11回 川島町教育委員会定例会

川島町教育委員会議録

令和7年10月22日

川島町教育委員会

令和7年第1回川島町教育委員会定例会会議録

- 1 日 時 令和7年10月22日（水）午後1時30分から午後2時17分
2 場 所 川島町役場 2階 庁議室
3 出 席 者 関口敬氏教育長、猪鼻昌江教育長職務代理者、天宮 弘委員、矢部春美委員
4 執 行 部 田中教育総務課長、神田生涯学習課長
5 欠 席 者 猪鼻和美委員
6 会議日程
　日程第1 会議録署名委員の指名
　日程第2 会期の決定
　日程第3 前回会議録の承認
　日程第4 教育長報告
　日程第5 (議案第42号) 川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて
　日程第6 (議案第43号) 川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて
　日程第7 (議案第44号) 川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて
　日程第8 (議案第45号) 川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて
　日程第9 (議案第46号) 川島町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて
　日程第10 (議案第47号) 川島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について
　日程第11 (報告第28号) 区域外就学の承諾について
　日程第12 (報告第29号) 社会教育主事の任命について
7 傍 聽 人 なし
8 書 記 教育総務課主幹 道祖土 彰彦

事務局 事務局より報告します。本日の定例会に傍聴人はおりませんでした。

【開会】

教育長 皆さん、こんにちは。

本日の出席委員は、3名であります。定足数に達しておりますので会議は成立いたします。また、事務局からは教育総務課長、生涯学習課長等が出席しております。

ただ今から令和7年第1回教育委員会定例会を開会いたします。

【日程第1 会議録署名委員の指名】

教育長 会議録署名委員の指名につきまして、署名委員は、天宮委員にお願いいたします。

【日程第2 会期の決定】

教育長 会期の決定ですが、本日限りといたします。

【日程第3 前回会議録の承認】

教育長 令和7年第10回教育委員会臨時会会議録の承認について、質疑がありましたら挙手をお願いします。

教育長 特ないようなので、承認とします。

【日程第4 教育長報告】

教育長 ここで、私から報告がございます。

- ・校長会 指示伝達事項について
 - ・比企地区市町村教育委員会連合会役員について
- 以上で報告を終わります。

教育長 本日の議題の報告第29号「社会教育主事の任命について」は、川島町教育委員会会議規則第12条第1項第1号の「任免その他の人事に関すること」に該当し、議案第47号「川島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」は、定例議会に提出する議案として、同会議規則第12条第1項第3号の規定に該当し、報告第28号「区域外就学の承諾について」は、同会議規則第12条第1項第4号の「個人に関する情報を含み、会議を公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあること」に該当するため、非公開にすることを提案します。

教 育 長 非公開にすることについて、異議はございませんか。
(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第47号、報告第28号及び報告第29号につきましては、非公開とします。

【日程第5 議案第42号】【日程第6 議案第43号】

教 育 長 それでは、議事に入ります。

教 育 長 議案第42号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」及び議案第43号「川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」は関連がありますので、事務局から一括説明させていただきます。

事 務 局 (説明)
教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第42号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」及び議案第43号「川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

天 宮 委 員 希望はどの位ある想定でしょうか。
事 務 局 県教育委員会から示された手引きでは、コアタイムを学校ごとに校長が定めることとしており、その時間を踏まえて希望者が申請する運用となります。希望者の想定数は見込めていませんが、制度として運用していく必要があるため、定めさせさせていただくものです。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第42号及び議案第43号に対し異議はございませんか。
(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって、議案第42号「川島町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を定めることについて」及び議案第43号「川島町立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第7 議案第44号】

教 育 長 次に議案第44号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)
教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第44号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

天 宮 委 員 性別欄を削ることで影響はないのでしょうか。
事 務 局 町の方針として基本的に男女の別を削除することとしています。本要綱では、住所・氏名により個人が特定できることから影響はないと考えております。

す。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第44号に対し異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第44号「川島町就学援助費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第8 議案第45号】

教 育 長 次に議案第45号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第45号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願ひします。

教 育 長 質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第45号に対し異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第45号「川島町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する告示を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

【日程第9 議案第46号】

教 育 長 次に議案第46号「川島町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第46号「川島町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願ひします。

猪鼻教育長職務代理者 年間計画を4月の段階で周知するほうが各家庭で予定を立てることができ受験者も増えるのではないか。

事 務 局 チラシ等で周知させていただきます。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第46号に対し異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第46号「川島町英語検定料補助金交付要綱の一部を改正する告示を定めることについて」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

※非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第10 議案第47号】

教 育 長 次に案第47号「川島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、議案第47号「川島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 他に質疑がないようなので、質疑を終結し、ここで採決に入りたいと思います。議案第47号に対し異議はございませんか。

(異議なし)

教 育 長 異議なしと認め、よって、採決の結果、全員賛成をもって議案第47号「川島町体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例を定めることについての意見について」は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

※非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第11 報告第28号】

教 育 長 次に報告第28号「区域外就学の承諾について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、報告第28号「区域外就学の承諾について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、質疑がないようなので、了承願います。

※非公開審議のため、質疑・意見等の発言記録を削除して町ホームページに掲載

【日程第12 報告第29号】

教 育 長 次に報告第29号「社会教育主事の任命について」事務局から説明をさせていただきます。

事 務 局 (説明)

教 育 長 事務局より説明がありましたが、報告第29号「社会教育主事の任命について」に対し、質疑又は意見がありましたら挙手にてお願いします。

教 育 長 この報告は、教育長への委任事項ですので、質疑がないようなので、了承願います。

【閉会】

教 育 長

以上をもちまして、令和7年第1回教育委員会定例会を閉会します。